収入印紙
貼　　付

売買契約書(案)

日本年金機構 を甲とし、○○○○ を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名　ソフトウェア（インターネットメールライセンス）（令和９年１月）一式
契約金額　＿＿＿＿＿円（うち消費税等額＿＿＿＿＿円）
契約保証金　全額免除

（総則）
第１条　乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、契約物品等を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）
第２条　乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。
２　乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）
第３条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）
第４条　履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。
履行期限：仕様書等のとおり
納品場所：仕様書等のとおり

（秘密の保持等）
第５条　乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用

してはならない。

（主体的部分等の再委託の禁止）
第６条　乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（再委託の承認及び変更）
第７条　乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
２　甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
３　乙は、第１項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第１０条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
４　第１項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
５　乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

（検査）
第８条　乙は、第４条に規定する履行期限までに仕様書等に示す契約物品等を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
２　検査職員は、納品日から起算して１０日以内（１０日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
３　乙は、第１項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

（不合格品の引取り及び代品等にかかる検査）
第９条　乙は、前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった契約物品等を引き取るものとする。
２　前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。

３　第１項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった契約物品等を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品等を返送し、又は保管を託すことができる。

（値引受領）

第１０条　甲は、第８条第１項の規定による検査の結果、不合格となった契約物品等について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

（納期の有償延期）

第１１条　乙が、第１３条の規定に該当する場合を除き、第４条に規定する納品場所及び履行期限内に第８条第１項の規定による検査が完了した契約物品等（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限り、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

（遅滞料）

第１２条　前条に規定する遅滞料は、第８条第１項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第４条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した金額（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（納期の無償延期）

第１３条　天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第４条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

（監督）

第１４条　甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

２　前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（調査等）

第１５条　甲は、乙に対し、随時に当該業務に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

２　甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行状況及び履行結果について、随時に調査を行うこととし、必要な報告を求めることができるものとする。

３　前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うこ

とができるものとする。
４　第２項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
５　前項の規定は、次条第１項の監査について準用する。
６　甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

（監査）
第１６条　乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
２　前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断した場合には、事前に通知することなく立入監査を実施することができるものとする。
３　前２項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（所有権の移転及び危険負担）
第１７条　契約物品等の所有権は、乙が第４条に定める納品場所に納品した当該物品が、第８条第１項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第１０条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
２　甲は、前項の規定により契約物品等の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による契約物品等の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
３　契約物品等の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品等の所有権の移転とともに甲に帰属する。

（事故報告等）
第１８条　乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
(1)　情報セキュリティインシデントが発生したとき。
(2)　個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
(3)　前２号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
２　乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
３　乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細につ

いて文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。

４　乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

５　乙は、第１項から第３項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

６　甲又は監督職員は、第１項から第３項までに規定する事故等が発生した場合、第１５条による調査等及び第１６条による監査を行うことができる。

７　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

８　乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳＱ２７００１）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

第１９条　乙は、第８条第１項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に都度請求することができる。

２　出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払うものとする。

３　甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第２０条　出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２１条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1)　甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

(2)　丙は、譲渡対象債権を第１項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3)　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

第２２条　本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（履行不能等の通知）

第２３条　乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（甲の解除権）

第２４条　甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して３０日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙の契約物品が契約の内容に適合しない場合において、第３４条第１項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

３　甲は、乙が第２９条第１項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1)　甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2)　第４条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。

(3)　本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4)　乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5)　本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
(6)　本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
(7)　乙又は乙の従業員が本契約に違反し、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
(8)　本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
(9)　公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
(10)　甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
(11)　手形交換所の取引停止処分があったとき。
(12)　乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
(13)　破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
(14)　営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
(15)　監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
(16)　反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。
　なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
　ア　甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
　イ　甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
　ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
(17)　甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
(18)　私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。
(19)　乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
(20)　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
(21)　乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳＱ２７００１）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
(22)　甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
(23)　乙が、前各号に定めるもののほか、民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したとき。
4　本契約の再委託先において、前項第１５号及び第１９号から第２１号までの状況

に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
５　第２項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき契約物品等が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）
第２５条　前条第２項から第４項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第８条第１項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の１００分の１０に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
３　第１項に規定する違約金額が、第２７条第３項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）
第２６条　乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
２　前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）
第２７条　乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第２４条第１項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
２　甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
３　第２４条第２項から第４項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第２５条第１項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
４　甲及び乙は、本契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第３４条第１項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
５　本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

（事情の変更）
第２８条　甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
２　甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
３　前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（談合等の不正行為にかかる解除）
第２９条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為にかかる違約金等）
第３０条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の１００分の１０に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(4)　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。
２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するとき

は、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の１００分の５に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第７条の３第１項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2)　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、本契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第１項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為にかかる損害賠償）

第３１条　第２９条第１項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金）

第３２条　乙が第３０条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額（１００円未満の端数があるとき、又は１００円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（補償事項）

第３３条　乙は、本契約に基づいて行った本契約の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理するものとする。

（契約不適合責任）

第３４条　甲は、納入された契約物品等が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

２　前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
(3)　特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）
第３５条　甲は、契約物品が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から１年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

（知的財産権）
第３６条　乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された契約物品等の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
２　乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（損害賠償等にかかる調査）
第３７条　甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（支払対価の相殺）
第３８条　本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

（紛争又は疑義の解決方法）
第３９条　本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

（裁判所管轄）
第４０条　本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

（存続条項）

第４１条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第５条、第１８条第１項から第３項まで及び第６項、第２０条、第２４条第３項、第２７条、第３０条、第３２条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　東京都杉並区高井戸西３－５－２４
日本年金機構　理事長代理人
システム企画部長　　山本　晃司　　印

乙　　○○県○○市○○
○○○○○○
○○○○　　○○　○○　　印